

会 議 録 目 次

令和 2 年第 7 回海田町議会臨時会（第 1 日目）

令和 2 年 1 1 月 2 7 日（金）午前 9 時 0 0 分開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 3	報告第 6 号 工事請負契約の変更について（中店小学校線道路改良工事その 2）・・・・・・・・	4
日 程 第 4	報告第 7 号 工事請負契約の変更について（中店小学校線道路改良工事その 2）・・・・・・・・	4
日 程 第 5	第 54 号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	9
日 程 第 6	第 55 号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	9
日 程 第 7	第 56 号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	9
日 程 第 8	第 57 号議案 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・	9
	（閉 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	13

令和2年第7回海田町議会臨時会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 令和2年11月27日 (金)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 会 (開 議) 11月27日 (金) 午前9時00分宣告 (第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 玉 川 真 里 | 2番  | 小 田 久美子 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信 |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 欠 員     |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公 |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生 |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 玉 川 真 里 | 2番  | 小 田 久美子 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信 |
| 5番  | 大 江 康 子 | 7番  | 下 岡 憲 国 |
| 8番  | 住 吉 秀 公 | 9番  | 宗 像 啓 之 |
| 10番 | 久留島 元 生 | 11番 | 岡 田 良 訓 |
| 12番 | 多 田 雄 一 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 桑 原 公 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|         |   |         |
|---------|---|---------|
| 町       | 長 | 西 田 祐 三 |
| 副 町     | 長 | 櫻 竜 俊   |
| 企 画 部   | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部   | 長 | 丹 羽 勤   |
| 建 設 部   | 長 | 久保田 誠 司 |
| 建 設 部 次 | 長 | 門 前 誠 司 |
| 財 政 課   | 長 | 吉 本 真 人 |
| 総 務 課   | 長 | 中 村 修 介 |

~~~~~〇~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 倉 本 勇 登 |
| 主 査 | 水 野 啓 太 |
| 主 任 | 辻 千 奈 美 |

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

日 程 第 1 会議録署名議員の指名について

日 程 第 2 会期の決定について

日 程 第 3 報 告 第 6 号 工事請負契約の変更について（中店小学校線道路改良工事その2）

日 程 第 4 報 告 第 7 号 工事請負契約の変更について（中店小学校線道路改良工事その2）

日 程 第 5 第 54 号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 6 第 55 号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 7 第 56 号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 第 57 号議案 会計年度任用職員の報酬, 期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（桑原）皆さんおはようございます。本日は大変御苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は 15 名でございます。定足数に達しておりますので、令和 2 年第 7 回海田町議会臨時会を開会いたします。なお本日は、地方自治法第 121 条の規定により、町長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道の関係者等のカメラの撮影については許可をいたしますので御了承ください。なお、本日、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために窓を開放しておりますので、併せて御了承ください。直ちに本日の会議を開きます。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）皆様、改めましておはようございます。本日は、令和 2 年第 7 回海田町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位には出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本臨時会には、報告 2 件、条例改正 4 件を提出しております。議員の皆様におかれましては、十分に御審議をいただきまして、是非とも議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。以上、本臨時会の招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）冒頭に相互に御挨拶をしたことを抜けておりましたことを、心よりお詫びを申し上げます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配布しております日程第 1 から日程第 8 に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 110 条の規定により、議長より、10 番、久留島議員、11 番、岡田議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原）日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日といたします。

この際、議長より、議員の皆さん、執行部の皆さんにお願いをいたします。発言される際にはマスクを着用したままといたしますので、的確で分かりやすく、また、声が聞き取りやすいよう、マイクを立ててゆっくりと発言をしてください。なお、聞き取りにくい場合には、発言の途中で指摘することがございますが、御理解いただきますようお願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）この際、日程第3、報告第6号及び日程第4、報告第7号の工事請負契約の変更について、中店小学校線道路改良工事その2を一括議題といたします。町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第6号及び報告第7号を一括で御報告申し上げます。令和2年第1号議案により議決を得た中店小学校線道路改良工事その2の請負契約の変更について専決処分をしましたので、御報告いたします。内容につきましては、担当者から説明いたします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、報告第6号及び報告第7号について一括で御説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。報告第6号、工事請負契約の変更について専決処分したものを報告するものでございます。専決処分の内容は、令和2年第1号議案により議決を得た中店小学校線道路改良工事その2の請負契約の工期について、議決の日の翌日から令和2年9月30日までを令和2年11月20日までに改めるものでございます。専決処分年月日は令和2年9月18日でございます。続きまして、議案書の2ページをお願いいたします。報告第7号、工事請負契約の変更について専決処分したものを報告するものでございます。専決処分の内容は、令和2年第1号議案により議決を得た中店小学校線道路改良工事その2について請負契約の請負金額を9,900万円であったものを1億775万6,000円に改めるものでございます。専決処分年月日は令和2年11月16日でございます。それでは続きまして、契約の変更内容等について担当課から御説明いたします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）それでは、報告第6号及び報告第7号の工事請負契約の変更につい

て御説明させていただきます。資料1の工事請負契約の変更について、中店小学校線道路改良工事その2をお願いいたします。1の工事の概要についてでございますが、事業名は、中店小学校線道路改良事業。工事名は、中店小学校線道路改良工事その2で、令和元年度からの繰越工事でございます。場所は、月見町地内外で、受注者は、若松建設株式会社でございます。

まず、報告第6号関係の、2の工期の延伸に伴う契約の変更について御説明させていただきます。専決処分年月日は、令和2年9月18日で、変更内容でございますが、工期について、変更前は、令和2年3月4日から令和2年9月30日までとしていたものを、令和2年11月20日まで延伸したものでございます。変更理由につきましては、次のとおりでございます。まず1点目でございますが、構造物の撤去及び設置等において、周辺の工場や商業施設等の車両等の出入りが頻繁にある中で、各事業所の業務の支障とならないよう具体的な協議を行ったところ、施工時間に対するより詳細な要望があったことから、工事範囲を細分化して施工する必要性が生じたためでございます。次に2点目でございますが、舗装工において、既設道路には地下埋設物が多数あり、地盤改良に、想定よりも手間がかかったこと及び複数の隣接地権者との協議により民地部の擦付舗装などを追加で行う必要性が生じたためでございます。次に、3点目でございますが、アパートに隣接して設置する土留擁壁工において、想定より地盤が軟弱であったため、安全性を再検討する必要性が生じ、追加で土質ボーリング調査を行ったためでございます。それでは、資料の2ページをお願いいたします。

次に、報告第7号関係の、3の請負代金額の増額に伴う契約の変更について御説明いたします。専決処分年月日は、令和2年11月16日で、変更内容でございますが、請負代金額について、変更前は、9,900万円で、変更後は、1億775万6,000円となり、請負代金額の増額は、875万6,000円の増でございます。次に、変更理由を御説明させていただきます。併せて、3ページの追加工事に係る概要図をお願いいたします。まず、①の土留擁壁工についてでございますが、約180万円の増で、その理由は、アパートに隣接して設置する土留擁壁工において、当初の想定より地盤が軟弱であったため、安全性を再検討する必要性が生じました。そのため、改めて土質ボーリング調査を行うとともに、ボーリングデータを基に擁壁の安定計算を行った結果、擁壁の鋼材数量が増加したことなどによるものでございます。資料3ページの図面では、緑色でお示しさせていただいております。次に、②の構造物撤去工についてでございますが、約190万円の増で、

その理由は、構造物撤去工において、既設アスファルト舗装は、元々の舗装の上に新しい層を重ねるオーバーレイ舗装により補修を繰り返し行っていたため、舗装厚が想定の上の2倍を超えていたことから、舗装版の切断及び取壊し処分の数量が増加したことなどによるものでございます。図面では青色でお示しさせていただいております。次に、③の舗装工についてでございますが、約300万円の増で、その理由は、舗装工において、複数の隣接地権者との協議により円滑な出入りを確保するため、民地部の擦付舗装などを追加で行う必要が生じたことによるものでございます。図面では、黄色でお示させていただいております。次に、④の安全費についてでございますが、約200万円の増で、その理由は、工期の延伸に伴い、作業日数が増加したことなどにより、当初の見込みより交通誘導員が増加したことによるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。1点だけちょっとお願いしますがね、わしの勘違いがどうか分かりませんが、ええと、この議案書のね、報告第6号についてですがね、この資料1の分で、ちょっと聞いてみたいと思いますが、事業名と書いてあるよの、この資料の分で、中店小学校線道路改良事業、ほやからこの議案書も括弧の中に事業と書くのがあれか、まあ、このとおりでええかどうか、そこをちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）はい。こちらでお示しさせていただいておりますのは、工事名につきましては、中店小学校線道路改良工事その2ということでございまして、その全体の工事の名称が、中店小学校線道路改良事業ということで、そういう意味で、こちらの方で表記させていただいたものでございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）ほいならそれで、そういう意味で統一できんかったか。統一すりゃあええじゃない、の。片方どっちかでもええけん、統一すりゃあええ。括弧入れて、説明書の中にの。ほいたら議案書とこれは、全然別な議題と思うんよの。そこらを、もうちょっと分かりやすくの、あれすべきじゃと思うんじゃが。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）はい。今御指摘いただきましたので、次回の方からですね、その辺分かりやすいように対応の方していきたいと考えております。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。前田議員。

○14番（前田）1、2、まあ、専決じゃ言やあ、そうなのかも分かんけどね、地盤が軟弱じゃったから180万円。アスファルトが2倍ほど厚かったとか、単純なことを言うと、アスファルトは一般的には、簡易道路は5センチ、普通これらの道路で10センチぐらいじゃろう思うが、アスファルト20センチぐらいのものをはぐるのに、どうか知らんけども190万円も、それだけではないと思うけども、あまりにも積算がでたらめ。どういうことを言いたいかというと、工事着工前にはいろんな地盤調査、地質調査をやるはずなんだよ。にもかかわらず、こういうことが起きるということは、これ大分昔も言うたことある、こういう馬鹿な事前調査をやめなさいいうてね。それで、実際にそういう障害が出たときに、その事前調査費用を、その設計変更料に充てればいいじゃないかと。こういうことは何回も言うてきた、過去、わしはね、記憶があるんじゃ。皆さんは聞いた覚えがないかも分かんけども。今回も全くそれと同じことが起きとる。地盤が軟弱だったと。土木に、地盤が軟弱じゃ、水が出るじゃ、障害物が出るなんていうのは、いろはのいの字というか、常識も当たり前の話なんよ。それで約700万円か、消費税入れて800何十万。あんたらはいいかも分かんけどね、実際にそうやって、税金を払うとる人はね、いい加減なことをしてくれるなと言いたいよ、これはの。もっと真剣にね、町民が本当に喜ぶようなことを考えてね、やってくれにゃ困るわけよ。そこでまとめて言うけども、事前調査はどうなっとるんかいうことね。そういうことをまず一つ言いたい。それと、地盤が軟弱じゃったいうんなら、当然ここでね、当初予定しとった、いわゆる強度とか、サイズ、構造物のね。例えばの話が、10センチ角のコンクリを打つようにしとった。これが軟弱であつたために、1メートル角にした。よって10倍になったとか20倍になったとかね、当然、そういう説明が必要であらうと、こういうふうと思うが、その辺はどうなっとるんか。それと、もう一つ、さっき言うた、まとめて言うた、事前調査の意味は何なのか。今後そのことについてどうするのか、以上3点ほどお尋ねいたします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）はい。まず、事前調査の件でございますが、できる限りですね、効率的にやるということで、周辺のこれまでやっていたところのボーリングデータを参考

にさしていただきましたし、今回、軟弱な地盤であったという、ジャストポイントのところはどうしてもちょっと建物の関係でできなかったんですが、その近接したところでもボーリング調査等をやっております。で、我々の方としてはですね、できる限り事前の調査はやったつもりではありますが、結果的に、現地盤、ジャストポイントのところでは、想定の地盤がちょっとずれておったということで、安全性を確保するために、その土質調査を再度やる必要がございました。そういった意味でですね、これまでも、できる限り万全な体制で事前調査の方はやってまいりましたが、より一層これからは精度を高めて、皆様に御迷惑のかからないような設計、施工体制で臨んでまいりたいと考えております。それと、構造物の件でございますが、先ほど御指摘いただいた軟弱地盤のところの構造物については、地盤が軟弱であったということから、杭、H工でございますが、200 のH工を当初4メートル、4メートル600 ほど管入する予定でございましたものを、軟弱であるということから、6メートル、長さ6メートルに変えております。それと、本数を2メートル間隔のものを1メートル50 間隔にして、本数の方を7本増やして対応させていただいております。したがって、そういった形で増額になったというものでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。前田議員。

○14番（前田）そのね、今の話聞くと、端的な言い方すると、単なる言い訳なんよの。だから、そういうことをね、ただここで700万追加しましたよ、そういうんじゃないよ。さっきも言うたでしょ、例えば、まあ、数字、単価はでたらめじゃけども、10センチのものが1万円じゃった。ほんじゃったら、1メートルのものは10万円になるんだと、そういうことの説明がないいうことを言うとするわけよ。ほいで、今の事前調査がどうじゃったとか、何か、ちょっと位置がずれとった。わしから言わすと、何かいうんか、訳の分からん説明なんよ。例えば、アスファルト、この擦付がどうじゃらこうじゃら、何ぼや、1ページの、2番か。道路を設計して地盤と民地の高さがね、分からんわけがない。そこで擦付に手間がとったとか、何回もやり替えた。そこらがでたらめじゃというて言うとするわけ。そんなものは分かっとる。ただ、工事に際していろんな掘削で2回3回やり替えせないかんことはあるかも分からん。そんなものは設計の中に入っとるはずじゃいうことを、わしが言いたいわけよ、の。ここでは、いかにも、本当げに、擦付に手間を要したとか何とか、わしから言わしたら、訳が分からんこと書いとる。そんなものは事前に道路と設計の段階で、民地との高低差、例えば1メートルなら1メート

ルの高低差ができますよ。どっちが高いか低いか、どうでもええんよ。そうすると、どの程度の擦付やらにやいかんか、もう設計の時点で分かっとるはず。それを、いかにも、当たり前のように、擦付が必要であったとか、の。それから、何か知らんよ、その今言うた、杭が7本やら6本やら要った。そんなことも分からんような、ただ金額だけやから、もっと分かるような丁寧な説明せい言うとり、の、さっきも言うたわけよ。ほいで、今いうように、ポイントが、このあいだも何か、公民館かスクエアか知らんけどもの。何千万円も、俗に言う、舌の根も乾かんうちに同じようなことをやっとりわけよの。真剣味がないうこと言うとりんよ。それで、さっきも言うたように、町民の血税をもっと真剣に使ええいうこと言うとりわけよの。人の金じゃけ、どうでもええようなやり方しとり。とにかく仕事に対して、責任というか、そういうことを感じとりんような気がするよ。こういうことがね、平然と行われよる、ほいで、いいよ。わしらは、何ていうんか、専決の権利、もろうとりんじゃ。あたかも当然のごとくに言うとりわけよの。冗談じゃないよいうて。何のために、さっきも言った、事前調査までして、やるのかどうか、そこらの真剣味はどうなっとりんか、ちょっと、ぐじゃぐじゃ言うたけども、まとめて、答弁してほしい。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）はい、いろいろ工事に着手する前にですね、できる限りのことは、我々の方は、設計に当たり、対応はさせていただいております。しかし、こういったことでですね、まだまだ真剣味が足りない、技術力をもっとアップせよと、いろんな声が聞こえておりますので、それは私も含め、担当者一同、しっかり皆様の期待に応えられるようにしっかり対応していきますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。日程第3、報告第6号及び日程第4、報告第7号については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、これをもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）この際、日程第5、第54号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第8、第57号議案、会計年

度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。なお、採決については、1 議題ごとに行います。それでは町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 54 号議案から第 57 号議案までを一括で御提案申し上げます。人事院の給与勧告に伴い、関係する 4 件の条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、第 54 号議案から第 57 号議案までを一括で御説明申し上げます。第 54 号議案から第 57 号議案につきましては、人事院の給与勧告に基づき、所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、資料 2 の給与改定の概要で説明をさせていただきますが、議案書は 3 ページから 6 ページ、四つの条例の新旧対照表を資料 3 から資料 6 でお配りしておりますので、併せて御覧ください。それでは、資料 2 をお願いします。まず、令和 2 年人事院勧告の骨子でございますが、民間給与との格差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わないものでございます。また、期末手当について、民間の支給割合を考慮し、0.05 月分引き下げます。続きまして、海田町の改定方針でございますが、人事院勧告及び国家公務員の給与の改定方法に準じた改定を行うものとし、毎月の給料については、改定を行わないこととします。期末手当についても国の改定に準じて支給月数の引下げを行います。改定の月数につきましては、一覧表のとおり、議員の皆様をはじめ、町長などの特別職、常勤の一般職及び会計年度任用職員について、それぞれ 0.05 月分の引下げでございます。2 ページをお願いします。最後に、実施時期でございますが、議員、特別職及び常勤の一般職につきましては、令和 2 年 12 月の支給月数の改定については、令和 2 年 12 月 1 日とし、令和 3 年度以降の支給月数の改定については、令和 3 年 4 月 1 日とします。また、会計年度任用職員については、令和 3 年 4 月 1 日といたします。以上で、第 54 号議案から第 57 号議案の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○委員（佐中）今年の 6 月に、町長及び副町長、教育長、町長は 10 パーセント、副町長、教育長は、8 パーセント減額をいたしました。これは実績に、あるいは、全国と比べていいほどいろんな問題があつて、横並びというか、そういう雰囲気の中で減額をされ

たというように承知をしております。市町で、かなりのところで、全部ではなかったんですが、減額をずっとしております。私どもは、まあ、通常よりはちょっと違う内容で、減額の理由、コロナが大きな問題だというように考えるんで、通常であれば、私はもう反対をして、本当に景気回復のために購買力を上げて、執行部そのものがその先頭に立つと。そうすると、企業の労働者も給料が上がってくるという問題が生じるわけですが、これも、これが今回の問題は、特別な例とっていいほど景気が停滞をし、それから町内の中で失業者が出る、残業がない、収入が減るといような状況のもとで、一部、やむを得ないなという感じもせんでもないんです。どんどんこうしてね、給料減り続けることが、大きく経済活動に影響してくるわけですね。このことについて、町長にお尋ねするんですが、こういう問題についてね、どう考えて対応しようとしよるのか、我々労働者は、売るものがないから、労働力を売って賃金を得てやっとりんですが、これがどんどんこう下がってきておる状況なんですね。これを回復するためには、やはり、町長が先頭に立って、その問題を回復する。まあ、今回こういうのを出されてやむを得んという感じはしますけれども、しかし、今からの給料、あるいは、今後景気を回復するためのそういう措置を、町長どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）この度の御提案に関しては、人事院勧告のですね、勧告を受けた中にですね、やっぱり民間との格差があったということで、これは、従来どおりのですね、勧告指示に従った措置というふうに考えております。それと、やはり、今申し上げられたようにですね、暮らしを安定させるということになれば、やはり、収入、これはですね、住民の方々の収入は非常に大事なことです。それに伴って、企業の方々にですね、しっかりそれを継続できるようにしていくということが、やはりそれにつながるというふうに考えております。そのためにですね、今回のコロナの対応におきましては、海田町、一番にですね、企業の方々のですね、御支援をするという意味でですね、支援策、10万円の補助等しながら、トータルではですね、14項目におけるですね、いろんなコロナ対策をしてきております。絶対的な量に関してはですね、いろんな意味の思いはあるかと思いますが、最善の努力をさせていただいて、コロナ対応をしてきたところでございます。これもですね、町職員がですね、いろんな考え方の整理をした中でですね、こういった具体案ができ、また、かつ、議員の方々にですね、御承認いただいて、コロナ対応を進めてきた経緯がございますので、その点を御理解の上でですね、しっかりとですね、

コロナ対応に関しても、まだまだ国の方もですね、いろんな形で動揺してきてる現状を見られると思いますが、いろんな意味で、国も、そういう施策等考えてきますので、それに応じてですね、今後ともしっかりと、我が町の方向性は定めていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。これより討論を行います。第 54 号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 54 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 54 号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第 54 号議案は原案のとおりこれを決します。

続いて、第 55 号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第 55 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 55 号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第 55 号議案は原案のとおりこれを決します。

続いて、第 56 号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 56 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 56 号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第 56 号議案は原案のとおりこれを決します。

続いて、第 57 号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 57 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 57 号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第 57 号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）議員の皆様には大変お疲れ様でございました。閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。本日開会の海田町議会臨時会におきましては、議員の皆様方において慎重に御審議いただきまして、提出させていただきました議案は、原案のとおり議決をいただきました。厚く御礼を申し上げます。以上、本臨時会の閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（桑原）以上で、令和 2 年第 7 回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆様、大変御苦労様でした。お疲れ様でした。

午前 9 時 3 6 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 3 年      月      日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員